

電気事業法施行規則及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年十二月十八日経済産業省令第六十九号） 新旧対照条文
 電気事業法施行規則（平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>別表第三 一 発電所 (六) 風力設備 風力機関 (下欄) 発電方式に関する説明書 風車の構造図及び強度計算書 支持物の構造図及び強度計算書 雷撃からの風車の保護に関する説明書 風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載すること。）</p>	<p>別表第三 一 発電所 (六) 風力設備 風力機関 (下欄) 発電方式に関する説明書 風車の構造図及び強度計算書 支持物の構造図及び強度計算書</p>

発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第五条 1～2（略）</p> <p>3 最高部の地表からの高さが二十メートルを超える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合においては、この限りでない。</p>	<p>第五条 1～2（略）</p>